

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会
運営及び審査のあり方に係る提言書

平成 28 年 3 月

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会は、市で初めて指定管理者制度導入に向け本格的な準備が始まった平成 17 年度、指定管理者候補者の選定審査を開始し、平成 27 年度までに市が制度導入した施設は、13 種類 71 施設に上っている。

平成 27 年度は、市内施設への指定管理者制度導入開始から 10 年目に当たり、市では、これまでの制度運用における成果と課題の検証が行われている。その中で、事業者選定審査に係る下記の事項について、これまでの審査を踏まえての本審査会の意見が求められたため、下記のとおり提言する。

記

① 審査時間と審査資料の取扱いについて

審査資料は膨大な量であり、審査時間が短いとの意見が呈されることがある。事前に資料送付するなどの対応をすべきか。

<提言>

記載内容の重要性と取扱いリスクに鑑み、原則として審査資料の事前送付は行わず、当日開会前に会場で事前確認するなど、別の方法により対応することとしたい。

また、提案される事業計画書は、抽象的な内容で文量が増えている場合も多いため、枚数やスペースを制限し、要点を明確にした概要版を、応募事業者自身に作成させるなどの対応を図られたい。

あわせて、現在、各応募事業者からの提案を一表にまとめ、項目ごとに比較できる提案対照表を作成し、効率的な審査に活用しているが、事務局の作り方によっては審査に影響する可能性がある。作成に当たっては、前述の概要版を基にするなど、事業者自身の考えに基づくものとなるよう、十分に注意されたい。

② 審査時の応募事業者名の明示・非明示について

本審査会では従来、応募事業者名を伏せて審査を行ってきたが、平成 26 年度は、事業者名を明示して審査を行った。

今後の方針をどのように整理するか。

<提言>

応募事業者名を明示することにより、イメージや先入観で判断を左右される可能性があることは認識する。しかし現実には、審査過程で事業者名を推測できる場合が多いこと、関連会社やその資本関係など審査に必要な情報も伏せられてしまう場合があること、気付かずに自身と関係のある団体の審査に関わってしまうおそれがあることなどから、事業者名を非明示とした場合、デメリットの方が大きいのが実態である。

委員は、事業者名に左右されることなく、公平・公正な審査を行うことを確認の上、当面の間、応募事業者名は明示することを基本としたい。

③ 市職員の選定審査への関わり方について

審査会は、選考の透明性・公正性を確保するために、条例により外部委員のみで構成されているが、実務面や現場の実態を熟知した市職員が審査に参加する必要があるのではないか。

<提言>

委員として参加する形でなくとも、市職員の持つ知識や情報を審査会に提供してもらうことは可能である。また市職員には、地元関係や関連団体とのつながりなど、外的要因による影響を受けやすいのではないかと懸念もある。これらのことから、これまで同様、外部委員のみによる構成が望ましいと考える。

審査に当たっては、市施策の中で施設が果たす役割や、提案内容の効果及び実現性、その他審査資料を補足する情報等について、委員からの質問の有無を問わず、所管部署より説明されることが望ましい。あわせて、審査会進行次第の中に、所管課見解を述べる機会を設けるなどの対応も検討されたい。

④ 特命（非公募）審査のあり方について

特命審査については従前、非公募とすることを市が決定の上、市の提示する事業者が適格であるかを審査会が審査していたが、平成 26 年度は非公募とする理由についても審査対象とした。

また、特命審査でも各委員による採点を行っているが、点数による合否ラインを設けている訳ではなく、審査手法や審査の必要性に疑問を呈する意見もある。

今後の特命審査のあり方をどう整理するか。

<提言>

より実質的な審査を行うために、審査会は、非公募とする理由の妥当性と、特命事業者の適格性の両方を審査するものとする。

現在の審査手法については、採点を行うことで重点的に協議すべき点がわかりやすくなるなど、合否ラインを定めなくとも一定の有効性は認められる。

ただし、本来、指定管理者制度の主旨からは、事業者選定は公募により行うことが原則である。より大きな制度導入効果を得るためにも、現在非公募で選定している施設についても公募とするよう努め、その実現に向けた課題整理に取り組まれない。

⑤ 選定審査におけるサービスとコストの評価のあり方について

指定管理者制度の目的は、サービス向上とコスト削減であるが、現在このうちのコスト削減効果が十分に得られていない施設も見られる。

選定審査におけるサービスとコストそれぞれの評価のあり方を検討する必要があるのではないか。

<提言>

審査は単純な金額比較ではなく、コストとパフォーマンスの両面から、総合的な視点で行うべきである。その中でコスト抑制を図るためには、公募時点で、市の求める業務の仕様やサービス水準を明確にした上で、価格を含めた総合衡量を行う必要がある。

その際、審査項目と配点については、コスト削減の工夫を高く評価できる枠組みとなるよう、見直しが必要である。

⑥ 提案された事業計画の履行の確保について

審査時に事業者より提案のあった取組みが、実施されていない場合や、実施が図られているものの迅速さに欠ける場合がある。それでは審査の意図が実際の管理運営に反映されないことになる。

提案が履行されていないことへの対応はどうあるべきか。

<提言>

現状では、提案内容の確実な履行に向けた市側の指導や取組みは不十分である。年度ごとの評価だけでなく、日頃のモニタリングを徹底し、指定管理者に対し、常に提案内容の実現に向けた取組みを促していく必要がある。そのためには、提案の履行状況を明確にチェックできる基準づくりが必要である。

例えば、事業者決定から協定締結までの間に、施設所管課と調整の上、実施スケジュールや定量的な成果指標を設けた、チェックの基準となる実施計画書を作成し、提出させることなどにより対応されたい。

また、毎年度の管理運営実績に応じて次年度の指定管理料を見直すなど、事業者選定時だけでなく、運営開始後も、コストに見合う適切なサービス水準の確保に努められたい。

あわせて、正当な理由なく、提案が未実施となっている場合には、一般的な請負契約における債権・債務の関係を念頭に、指定管理料支払いの停止や減額などの対応も、必要に応じて行われたい。

⑦ 運営実績に応じた更新時の優遇措置（インセンティブ）の必要性について

指定管理者の運営努力を促すため、また優良な指定管理者に継続して運営してもらうため、管理運営実績が良好であった事業者には、更新時の選定審査において何らかの優遇措置（一度は特命で更新、採点に加点など）を行うべきではないか。

<提言>

管理運営実績に応じた更新時の優遇措置は、指定管理者の意欲向上に有効と考えられる。ただし、そのしくみを導入するのであれば、仕様や実施計画に対し未達であった場合の、ペナルティ（マイナスのインセンティブ）も含

めた考え方として整理すべきである。

課題⑥にて提言した実施計画書を用いて、管理運営状況を常にチェックし、その結果に基づいた厳格な評価を行う。また、評価結果と指定期間中の管理運営状況を、次期事業者選定時の審査会に報告する。この取組みを優遇措置（インセンティブ）の要素と位置づけ、更新時の選定審査に臨むこととする。

○ その他、継続して検討すべき課題

ここまでの提言のほかに、本審査会より提起する課題として、次の事項を挙げておく。今後、引き続き検討されたい。

・各委員の採点結果についての分析

各委員の採点結果に大きな偏りが見られるか検証が必要。定期的な委員体制の変更に伴い、採点傾向に差異が生じるのであれば、審査結果の必然性に疑問が生じることもあり得るのではないかな。

・書類審査とプレゼン審査の配点は適切か。

現在、1次審査（書類）が150点満点、2次審査（プレゼンテーションおよびヒアリング）が100点満点の配点方式で審査を行っている。2次審査は、書類からは読み取れない部分の確認ができ、1次審査とは異なる視点での審査が可能となるなど、重要な役割を果たしている。1次審査との配点のバランスについては、見直しの必要があるのではないかな。

審査会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験を有する者	(会長) 金 井 利 之	大学教授
〃	(副会長) 鴛 海 量 良	公認会計士
〃	坂 井 聖	税理士
〃	田 中 奈々子	社会保険労務士
市 民	斎 藤 正 雄	公募
〃	藤 田 禎 樹	公募
〃	高 橋 和 子	公募